

排 水 基 準 等

5 排水基準等

(1) 一律排水基準

水質汚濁防止法により、全国の全水域について一律の排水基準が定められています（16～17頁の表4参照）。

有害物質については排水量に関係なく適用されますが、その他の項目については排水量 50m^3 ／日以上の特定事業場について適用されます。

また、有害物質を含む排水を地下に浸透させることはできません（18～19頁の表5参照）。

(2) 上乘せ排水基準

五ヶ瀬川下流域及び大淀川上流域にある水質汚濁防止法の特定事業場については、上乘せ条例により一律排水基準より厳しい上乘せ排水基準が適用されます（20頁の表6、21頁の表7及び22頁の図4参照）。

(3) 条例の排水基準

条例の污水等排出施設については、16～17頁の表4と同じ排水基準が適用されます。

(4) 窒素及び磷に係る排水基準

尾末湾、川内川、綾北ダム貯水池、立花ダム貯水池、上椎葉ダム貯水池及び日南ダム貯水池に流入する区域内の排水量 50m^3 ／日以上の特​​定事業場について、窒素及び磷の排水基準が適用されます（22頁の図4参照）。

(5) 磷に係る排水基準

大野川並びに県内の20の湖沼及びダム貯水池が磷の規制対象湖沼に指定されていますので、これらに流入する区域内の排水量 50m^3 ／日以上の特​​定事業場については、磷の排水基準が適用されます（22頁の図4参照）。

(6) その他（排水基準適用フローについて）

上記の(1)から(3)に関して、水質汚濁防止法又はみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例に係る特定事業場の排水基準の適用については、15頁の図3－①又は図3－②を御参照ください。

図 3 - ①

①排水基準適用フロー（水質汚濁防止法関連）

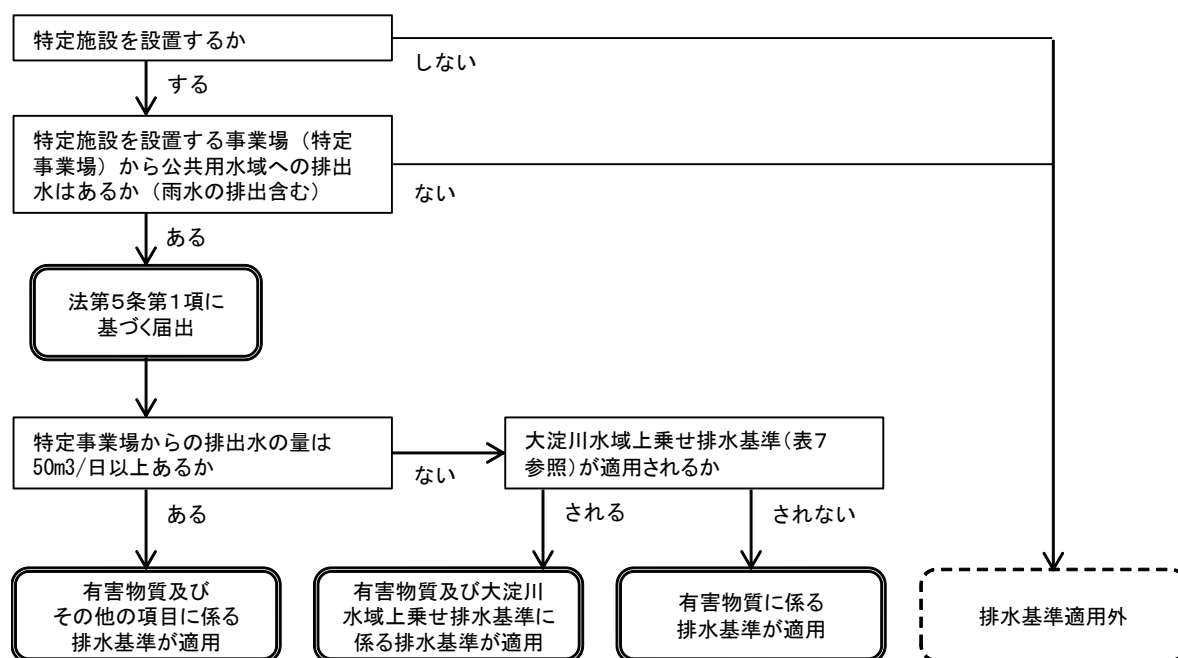


図 3 - ②

②排水基準適用フロー（条例関連）

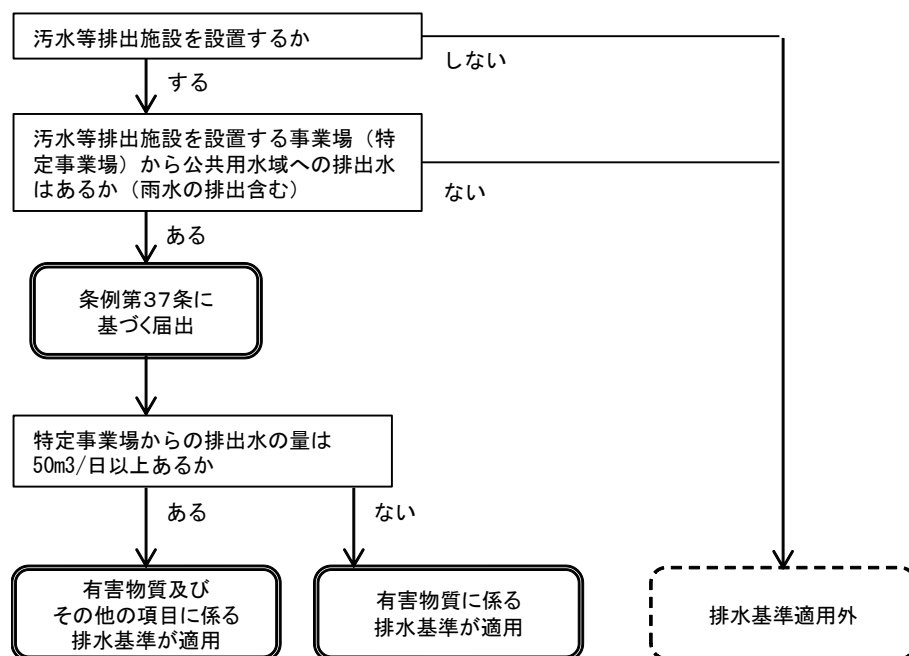


表4 一律排水基準

(1) 有害物質（污水に係る有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.2 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
P C B	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物（海域以外に排出する場合）	10 mg/L
〃（海域に排出する場合）	230 mg/L
ふっ素及びその化合物（海域以外に排出する場合）	8 mg/L
〃（海域に排出する場合）	15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）	100 mg/L
1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L

(備考)

- 六価クロム化合物は令和6年4月1日から排水基準が0.5mg/Lから0.2mg/Lに強化されたが、経過措置として、特定業種では3年間、施行日時点で既設の特定施設においては半年又は1年間は従前の排水基準が適用される。
- ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、一部の業種について暫定基準が適用される。（令和7年6月30日まで）

(2) その他の項目

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (p H)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (単位 1 Lにつきmg) (BOD)	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (単位 1 Lにつきmg) (COD)	160 (日間平均 120)
浮遊物質 (単位 1 Lにつきmg) (SS)	200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1 Lにつきmg)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1 Lにつきmg)	30
フェノール類含有量 (単位 1 Lにつきmg)	5
銅含有量 (単位 1 Lにつきmg)	3
亜鉛含有量 (単位 1 Lにつきmg)	2
溶解性鉄含有量 (単位 1 Lにつきmg)	10
溶解性マンガン含有量 (単位 1 Lにつきmg)	10
クロム含有量 (単位 1 Lにつきmg)	2
大腸菌数 (単位1mLにつきCFU)	日間平均 800
窒素含有量 (単位 1 Lにつきmg)	120 (日間平均 60)
燐含有量 (単位 1 Lにつきmg)	16 (日間平均 8)

(備考)

- 1 みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の規定に基づく排水基準 (污水等排出施設を設置している事業場に適用) についても、一律排水基準と同様の排水基準が適用となる。
- 2 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 その他の項目に係る排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 4 亜鉛含有量については、一部の業種に暫定基準が適用される。(令和11年12月10日まで)
- 5 窒素及び燐含有量については、特定の地域 (図4参照) についてのみ適用され、一部の業種に暫定基準が適用される。(閉鎖性海域については令和10年9月30日まで)

表5 特定地下浸透水に係る検定方法及び検出されるとする濃度

特定地下浸透水に係る検定方法は、下に示す表の左欄の物質ごとに同表の中欄に掲げるとおりとし、検出されるとする濃度は右欄に掲げる値以上とする。

有害物質の種類	検 定 方 法	検出されるとする濃度
カドミウム及びその化合物	日本産業規格(以下、この表において「規格」という。)K0102-3 14.2、14.3、14.4又は14.5 に定める方法	0.001mg/L
シアン化合物	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない。)の分析を行う方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「環境基準告示」という。)付表1(蒸留操作は装置にて行う。)に掲げる方法	0.1 mg/L
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る)	規格K0102-4 7.2.1及び7.2.3に定める方法	0.1 mg/L
鉛及びその化合物	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法	0.005mg/L
六価クロム化合物	規格K0102-3 24.3.1(規格K0102-3 24.3.3 及び 24.3.7を除く。)に定める方法(着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、規格K0102-3 24.3.3.4のb)及び規格K0102-3 24.2(規格K0102-3 24.2.2は除く)に定める方法)又は規格K0102-3 24.3.2に定める方法	0.01 mg/L
砒素及びその化合物	規格K0102-3 20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法	0.005mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	環境基準告示付表1に掲げる方法	0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	環境基準告示付表3に掲げる方法 及び昭和49年9月環境庁告示第64号(環境大臣が定める排水基準に係る検定方法)付表1に掲げる方法	0.0005mg/L
ポリ塩化ビフェニル (P C B)	環境基準告示付表3に掲げる方法	0.0005mg/L
トリクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.002 mg/L
テトラクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005mg/L
ジクロロメタン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002 mg/L
四塩化炭素	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0002mg/L
1,2-ジクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.0004mg/L

有害物質の種類	検 定 方 法	検出される とする濃度
1,1-ジクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	シス体 0.004 mg/L トランス体 0.004 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0006mg/L
1,3-ジクロロプロペン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0002mg/L
チウラム	環境基準告示付表4に掲げる方法	0.0006mg/L
シマジン	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.0003mg/L
チオベンカルブ	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.002 mg/L
ベンゼン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.001 mg/L
セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法	0.002 mg/L
ほ う 素 及 び そ の 化 合 物	規格K0102-3 5.2、5.3、5.5又は5.6に定める方法	0.2 mg/L
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4、5.2及び5.5又は5.2.2及び5.6に定める方法	0.2 mg/L
アンモニア、アンモ ニウム化合物、亜硝 酸化合物及び硝酸化 合物	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格K0102-2 13.3、13.4、13.5、13.6又は13.7に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格K0102-2 15.7、15.8に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法	アンモニア性窒素 0.7 mg/L 亜硝酸性窒素 0.2 mg/L 硝酸性窒素 0.2 mg/L
塩化ビニルモノマ ー	平成9年3月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法	0.0002mg/L
1,4-ジオキサン	環境基準告示付表7に掲げる方法	0.005 mg/L

表 6 五ヶ瀬川水域上乗せ排水基準

区 分	項 目 及 び 許 容 限 度 (単位 1 Lにつきmg)						
	化 学 的 酸素要求量		生物化学的 酸素要求量		浮遊物質量		銅含有量
	日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大	最 大
火薬（雷管を除く。）、医薬品添加物 及び食品添加物の製造業	40	60	40	60	50	70	
化学繊維（ナイロン 6 6 を除く。） 及び医薬品の製造業	120	160	50	70	60	80	1.5
化学肥料、硝酸、か性ソーダ、塩 素、塩酸及びサランの製造業	25	35	20	25	40	50	
化学繊維（ナイロン 6 6 に限る。）、 火薬（雷管に限る。）及び合成樹脂 （ポリアミド樹脂に限る。）の製造業	120	160	50	70	50	70	
その他の製造業	20	30	20	30	50	70	
備 考 1 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。 2 「日間平均」による許容限度は、1日の排水（水質汚濁防止法第2条第6項に規定する排水をいう。以下この表及び表8において同じ。）の平均的な汚染状態について定めたものである。 3 この表に掲げる上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。							

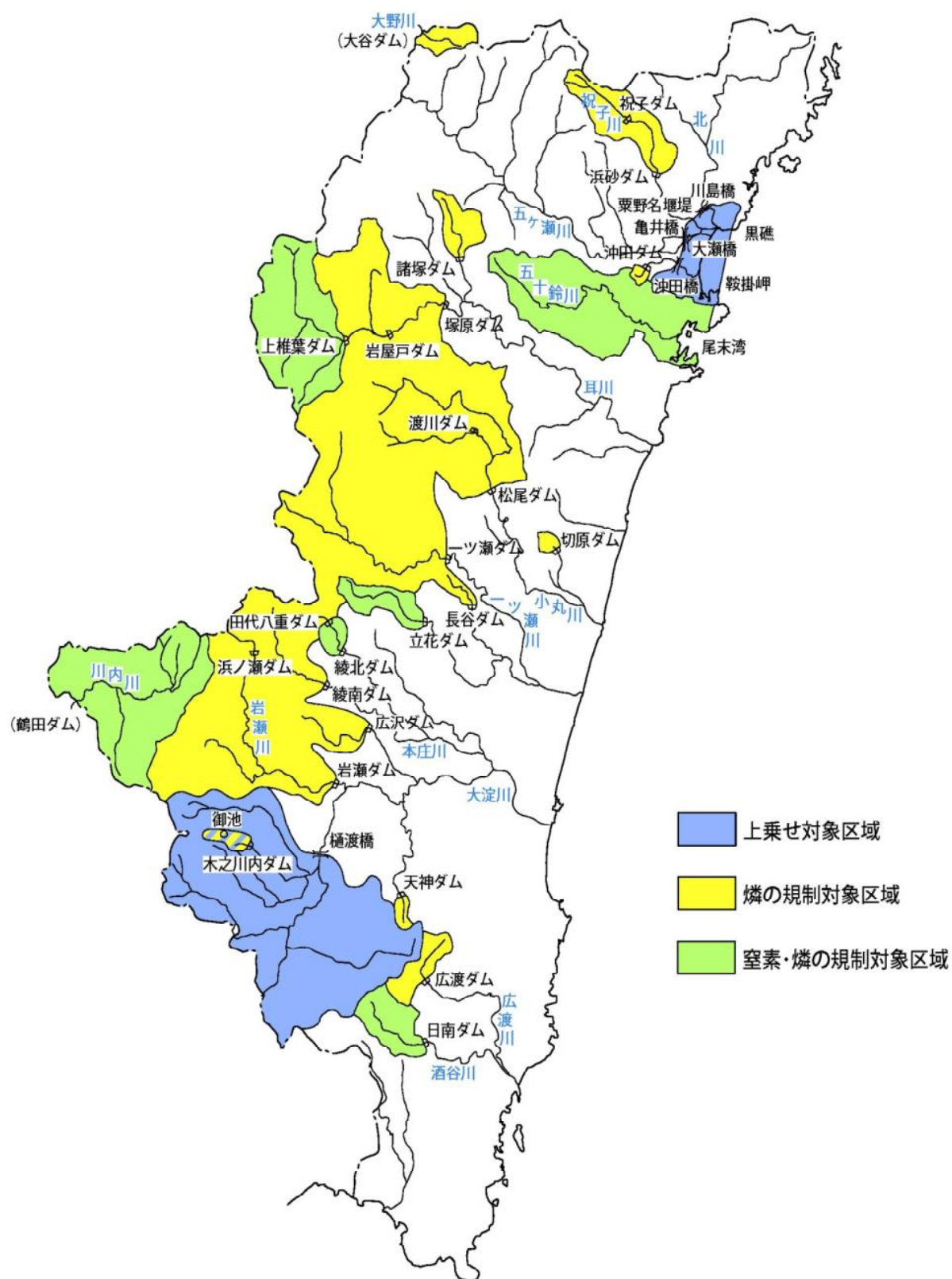
区域の名称	範 囲
五ヶ瀬川水域	延岡市神戸町47番地の29地先黒礁と延岡市赤水町293番地の1地先鞍掛岬を結んだ直線及び陸岸により囲まれた延岡湾並びにこれに流入する公共用水域（川島橋（左岸－延岡市川島町3518番地の2地先、右岸－延岡市無鹿町1丁目3351番地の6地先）から上流の北川、栗野名堰堤（左岸－延岡市中川原町5丁目5378番地地先、右岸－延岡市中川原町5丁目5417番地地先）から上流の祝子川、亀井橋（左岸－延岡市北小路3635番地の2地先、右岸－延岡市東本小路96番地の5地先）から上流の五ヶ瀬川、大瀬橋（左岸－延岡市柳沢町2丁目6番地の7地先、右岸－延岡市大瀬町1丁目3番地の22地先）から上流の大瀬川及び沖田橋（左岸－延岡市小野町6438番地の2地先、右岸－延岡市小野町5327番地の5地先）から上流の沖田川を除く。）

表 7 大淀川水域上乗せ排水基準

区 分		項 目 及 び 許 容 限 度						適 用
		水素イオン濃 度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (単位 1 Lにつきmg)		浮遊物質 量 (単位 1 Lにつきmg)		大腸菌数 (単位 1 mLにつきCFU)	
			日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	
昭和56年 8 月 1 日 前に設置されてい る特定事業場 (特定施設の設置 の工事をしている ものを含む。)	排出水量50m³以上 のもの		30	40	40	60		昭和57年 8 月 1 日 から
	排出水量25m³以上 50m³未満のもの	5.8以上 8.6以下	120	160	150	200	800	
昭和56年 8 月 1 日 以降に設置される 特定事業場	排出水量50m³以上 のもの		20	25	30	40		昭和56年 8 月 1 日 から
	排出水量25m³以上 50m³未満のもの	5.8以上 8.6以下	120	160	150	200	800	
備 考								
1 この表において「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第 2 条第 6 項に規定する特定事業場をいう。								
2 「特定施設」とは、同条第 2 項に規定する特定施設をいう。								
3 「排出水量」とは、特定事業場から排出される 1 日当たりの平均的な排出水の量をいう。								
4 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。								
5 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。								
6 この表に掲げる上乗せ排水基準は、一の施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場については、当該施設が特定施設となった日から 1 年間は適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるときは、この限りでない。								

区域の名称	範 囲
大 淀 川 水 域	宮崎県と鹿児島県の境から樋渡橋（左岸－都城市高崎町縄瀬字鳩越4100番地の1地先、右岸－都城市高城町有水字宮田島850番地の1地先）に至る区間の大淀川及びこれに流入する公共用水域

図4 上乗せ対象区域及び窒素・磷の規制対象地区



排 出 水 の 測 定 義 務 等

6 排出水の測定義務等

(1) 対象事業者

水質汚濁防止法によって排水基準が定められた事業者は、その排出水の水質の測定を定期的に行うことが義務付けられています。

なお、条例の特定事業場についても同様です。

(2) 対象項目

有害物質については、排出水量に関係なく、

① 原材料・製品（不純物を含む。）に含まれている項目

② 副生物（不純物を含む。）・二次生成物として発生する又は発生するおそれのある項目

＊「含まれている」及び「発生する又は発生するおそれのある」の判断については、当分の間、告示等で定められている測定法による定量下限値以上の濃度とする。

が対象になります。

その他の項目に関しては、排出水量 50m^3 /日以上の特​​定事業場について、pH、BOD（海域への放流についてはCOD）、SS、大腸菌数及び排出水中に含まれるその他の項目が対象となります。ただし、水質汚濁防止法に係る特定事業場について、上乗せ排水基準の対象となる区域では排出水量 25m^3 /日以上の特​​定事業場について、前述の項目が対象となります。

設置届出（変更届出）の際には、これらの項目について、別紙4の『排出水の汚染状態及び量』の欄に記載していなければいけません。

(3) 測定頻度

測定の頻度に関しては、水質汚濁防止法に係る特定事業場について、1年に1回以上と定められています。ただし、旅館業（温泉を利用する者に限る。）に属する特定事業場については、一部の事項について3年に1回以上と定められています。

なお、宮崎県では、26頁のとおり、測定回数の大まかな目安を定めています。

(4) 測定の時期

測定の時期については、汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取することとされています。なお、汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻はそれぞれの事業内容に応じた年間変動及び日間変動を勘案し、事業者自ら判断するものとされています。

(5) 測定結果の記録及び保存

測定に係る水質測定記録表（水質汚濁防止法施行規則様式第8又はみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則様式第10号）及び計量証明書について、3年間保存することが義務付けられています（25頁参照）。

○水質汚濁防止法で定める特定事業場の場合

様式第8（規則第9条関係）

水質測定記録表

排水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測定項目				備 考
	名 称	排水量 (m^3 /日)								

- 備考 1 採水年月日と分析年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
 2 排水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

○条例で定める特定事業場の場合

様式第10号（条例第27条関係）

水質測定記録表

測定年月日 及び時刻	測定場所		汚水等排出 施設の使用 状況	採 水 者	分 析 者	測定項目				備 考
	名 称	排水量 (m^3 /日)								

備考 採水年月日と分析年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

○測定回数の目安

排 出 水 量	回 数
1,000m ³ /日以上（その他の項目について適用）	毎月1回以上
500m ³ /日以上 1,000m ³ /日未満（ 〃 ）	年に8回以上
100m ³ /日以上 500m ³ /日未満（ 〃 ）	年に6回以上
50m ³ /日以上 100m ³ /日未満（ 〃 ） （上乗せ条例によるスソ切りのある場合には25m ³ /日以上とする。）	年に4回以上
有害物質を排出するおそれのあるもの（クリーニング業等を除く。） （地下への浸透を含む。）	毎月1回以上
有害物質を排出するおそれのあるもの（クリーニング業等）	年に2回以上
注 1. 漬物工場の漬込期、焼酎工場の最盛期など負荷に変動のある事業については、負荷の大きくなる時期を必ず含むこと。 2. 公害防止協定等で、上記の回数より多い場合は当該公害防止協定等によること。 3. 分析機関は原則として計量証明の事業登録がされている事業所とすること。 4. 副生物・二次生成物として発生又は発生するおそれのある有害物質の項目のうち公共用水域に排出するものについては、その検出値が排出基準の100分の1以下（概ね環境基準の10分の1以下）の桁の場合、年に2回以上を限度とし、適宜、測定回数を減ずることができること。 ただし、異常な数値が確認されたとき又は生産工程、排出処理施設の変更等を行った場合は、必要に応じて測定回数を増やすこと。	

なお、条例に定める汚水等排出施設のある事業場（条例に定める特定事業場）についても、この表に準じて排出水の測定を実施してください。

構 造 基 準 等

7 構造基準等

(1) 構造基準

水質汚濁防止法により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む物質の地下への浸透を防止のための構造、設備に関する基準が定められています。構造基準等は、施設本体の床面及び周囲、配管等、排水溝等及び地下貯蔵施設に対して定められています。

構造基準等は、施設の設置時期等により異なり、以下のとおりA、B、C基準の呼び方で区別されています。なお、A基準は、B基準より構造等について求められる水準が高い半面、求められる点検の頻度がより低く設定されています。また、既設の施設であってもA基準の構造等に適合する場合は、A基準の定期点検を採用することが認められています。

構造基準等の内容については、環境省のホームページ（<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>）にマニュアル（『地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル』）が掲載されていますので、そちらを御確認ください。

基準の種類		構造基準	使用の方法に関する基準	定期点検・記録の義務
A基準	平成24年6月1日以降に設置される施設※に適用される基準 ※平成24年5月31日以前に設置された施設であっても、平成24年6月1日以降に構造変更した場合には原則適用されません。		○	○
B基準	平成24年5月31日以前に設置された施設に適用される基準 （平成27年6月1日以降に適用）		○	○
C基準	平成24年5月31日以前に設置された施設に適用される基準 （平成27年5月31日までに限り適用）		—	○

(2) 使用の方法に関する基準

水質汚濁防止法により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む物質の地下への浸透を防止のための使用の方法に関する基準が定められています。

構造基準と同様に、A、B、C基準が定められています。

(3) 定期点検・記録の義務

水質汚濁防止法により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について定期点検及びその記録の保存が義務づけられています（29頁の表8参照）。

定期点検により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に異常等が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講じなければなりません。

構造基準と同様に、A、B、C基準が定められています。

表 8 記録の保存の義務

- 記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。
 - 一 点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
 - 二 点検年月日
 - 三 点検の方法及び結果
 - 四 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
 - 五 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容
- 前項の結果の記録は、点検の日から三年間保存しなければならない。
- 定期点検によらず、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常等が確認された場合には、次に掲げる事項を記録し、これを三年間保存する。
 - 一 異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
 - 二 異常等を確認した年月日
 - 三 異常等の内容
 - 四 異常等を確認した者の氏名
 - 五 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

罰 則

8 罰 則

排水基準の適用を受ける事業場が排水基準に適合しない排水を排出した場合や、各種の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、又は60日間の工事の実施制限期間前に着工した場合などには表9及び表10の罰則がありますので注意してください。

表 9 水質汚濁防止法罰則規定一覧表

根拠条文	摘 要	罰 則
第30条	計画変更命令（第8条）、改善命令（第13条第1項又は第13条の2第1項、第13条の3第1項）又は地下水浄化措置命令（法第14条の3第1項又は同条第2項）に違反した場合	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第31条	○排水基準（第12条第1項）に違反した場合 ○緊急時等の措置命令（第14条の2第4項又は第18条）に違反した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ただし、過失により排水基準違反を犯した場合は3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金
第32条	特定施設の設置届出（第5条）、構造等変更届出（第7条）をしなかったり、虚偽の届出をした場合	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
第33条	○特定施設の使用届出（第6条）をせず又は虚偽の届出をした場合 ○工事の実施制限期間（第9条第1項）の規定に違反した場合 ○排水の汚染状態の測定等（第14条第1項又は同条第5項）の規定に違反して記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者 ○報告及び検査（第22条第1項）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合	30万円以下の罰金
第34条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第30～33条の違反行為をした場合	その法人又は人に対して各本条の罰金刑
第35条	氏名等の変更届出、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用廃止届出（第10条）、承継届出（第11条第3項）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	10万円以下の過料

表10 みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例罰則規定一覧表（水質保全関係）

根拠条文	摘 要	罰 則
第70条	計画変更命令（第40条）、改善命令（第43条第1項）に違反した場合	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第71条	○排水基準（第42条第1項）に違反した場合 ○緊急時等の措置命令（第45条）に違反した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ただし、過失により排水基準違反を犯した場合は3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金
第72条	○特定施設の設置届出（第37条）、構造等変更届出（第39条）をしなかったり、虚偽の届出をした場合	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
第73条	○立入検査（第65条第1項第5号）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合	30万円以下の罰金
第74条	○特定施設の使用届出（第38条）をせず又は虚偽の届出をした場合 ○工事の実施制限期間（第41条第1項）の規定に違反した場合	20万円以下の罰金
第75条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第70条、第71条、第72条又は第73条の違反行為をした場合	その法人又は人に対して各本条の罰金刑
第76条	氏名等の変更届出、汚水等排出施設使用廃止届出（第25条）、承継届出（第26条第3項）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	5万円以下の過料